

# （付）調査票および単純集計結果

**ちば**

## 第59回 千葉県政に関する世論調査

### ご記入にあたってのお願い

- 宛名のご本人様がお答えくださるようお願いいたします。  
なお、**名前や住所など個人情報の記入は一切必要ありません。**
- ご回答は、この調査票に黒か青のボールペンまたは鉛筆でお願いします。
- (1) 回答は、原則としてあてはまる選択肢の番号に○をつけてください。  
質問の中に、（○は1つ）、（○は3つまで）、（○はいくつでも）などと表示していますので、そちらに合わせて○をつけてください。  
(2) 質問によって回答していただく方が限られる場合がありますので、ことわり書きや矢印にしたがってください。特にことわりのない場合は、全ての方に回答していただく質問になります。  
(3) お答えが選択肢の中になく、「その他」を選んだ場合は、（ ）内にその内容を具体的に記入してください。
- (1) ご回答いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、  
**12月5日（木）までに郵便ポストに投函してください。**  
**返信用封筒に名前や住所を書いたり、切手を貼る必要はありません。**  
※調査票は、折り目に合わせて三つ折でお願いします。  
(2) インターネットで回答される場合は、別添の「インターネット回答操作案内」をご覧ください。回答には、右下に貼られた「申請者ID」「パスワード」が必要になります。  
なお、セキュリティ保護のため、回答入力ページへ移動後、**60分で接続が切断（タイムアウト）**しますので、案内に記載の**回答一時保存**をお願いいたします。  
(3) **「申請者ID」等は、ランダムに調査票へ貼っており、個人を特定するものではありません。**
- 回答に当たってご不明な点等がございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

千葉県 総合企画部

報道広報課広聴室

〒260-8667

千葉市中央区市場町1番1号

電話 043-223-2469

FAX 043-227-3613

アドレス [kouchou@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kouchou@mz.pref.chiba.lg.jp)

ネット回答者用

「申請者ID」

「パスワード」の

記載シール添付場所

## 【電話d e詐欺に関する県民の意識について】

未だ被害が多発しており、深刻な状況にある「電話d e詐欺」の被害を防止するために、県警や県では様々な広報媒体を使って県民の皆さまに「電話d e詐欺」に関する情報を提供しています。

今後、より効果的な広報啓発活動を実施するため、県民の皆さまの意識をお聞きいたします。

問1 県では、「振り込め詐欺」をはじめとする「特殊詐欺」に代え、「電話d e詐欺」の名称を用いています。あなたは、この名称を知っていますか。n=1,359（○は1つ）

|      |       |      |      |     |     |
|------|-------|------|------|-----|-----|
| 62.8 | 知っている | 34.0 | 知らない | 3.2 | 無回答 |
|------|-------|------|------|-----|-----|

問2 電話d e詐欺のうち、あなたの知っている手口はどれですか。

n=1,359（○はいくつでも）

|      |         |           |
|------|---------|-----------|
| 95.8 | オレオレ詐欺  | → 3ページ問3へ |
| 78.8 | 還付金等詐欺  |           |
| 70.4 | 架空請求詐欺  |           |
| 16.7 | 融資保証金詐欺 |           |
| 1.0  | ない      |           |
| 2.2  | 無回答     |           |

→（問2で「1」～「4」とお答えの方に）

問2-1 知っている手口に遭った場合に、あなたがとっている、またはとろうと考えている対策はありますか。n=1,315（○はいくつでも）

|      |  |
|------|--|
| 59.8 | 自身も家族も不審な電話があった際は、必ず誰かに相談するようにしている         |
| 10.6 | 不審な電話があった際の対応について、家族で取り決めている（連絡手段や合言葉など）   |
| 39.3 | 普段から留守番電話にしている                             |
| 9.4  | 迷惑電話防止機器を設置している                            |
| 56.3 | 自身も家族も知らない番号からの電話には出ない、不審な電話はすぐ切るようにしている   |
| 21.5 | 家族で普段からコミュニケーションをとって、家族の声やうそを見分けられるようにしている |
| 4.1  | その他（具体的に                                   |
| 5.2  | 対策をとっていない                                  |
| 0.6  | 無回答  |

（問2-1で「8」とお答えの方に）

→ 問2-2 あなたが、対策をとっていない理由は何ですか。n=68（○は1つ）

|      |  |
|------|--|
| 29.4 | 自身も家族も被害に遭うとは思わない                                |
| 7.4  | 自身も家族も被害に遭うかもしれないが興味がない、または手口や対策に関する情報を得るのが面倒である |
| 50.0 | 被害に遭ったことがなく対策を考えていなかったが、今後は対策をしようと考えている          |
| 13.2 | その他（具体的に   |

→ P3の問2-3へ

（問2-1で「1」～「7」とお答えの方に）

問2-3 あなたは、どのような媒体で電話d e詐欺の手口を知りましたか。

n = 1, 239（〇はいくつでも）

- 17.8 千葉県警察・千葉県・市区町村からの直接指導（訪問、防犯講話、チラシの配布など）
- 33.1 千葉県警察・千葉県・市区町村などの広報誌
- 9.2 千葉県警察・千葉県・市区町村などのメール配信
- 5.6 電話d e詐欺・悪質商法被害抑止コールセンター（千葉県警察）からの電話
- 22.4 市区町村の防災無線
- 40.5 ポスターなどの掲示物
- 8.2 ホームページ（インターネット）
- 83.4 新聞、テレビ、ラジオ
- 24.2 金融機関・コンビニのATM画面
- 5.6 銀行、郵便局などの金融機関職員からの助言（声掛け）
- 0.6 コンビニ・スーパーなどの店員からの助言（声掛け）
- 1.9 金融機関職員、コンビニ・スーパーなどの店員以外の一般人からの助言（声掛け）
- 19.0 家族、知人からの助言（声掛け）
- 4.0 その他（具体的に
- 1.8 無回答

問3 あなたは、自身やご家族が被害に遭わないため、これらの詐欺の手口や対策に関する情報を、今後どのような媒体で得たいと思いますか。n = 1, 359（〇はいくつでも）

- 20.8 千葉県警察・千葉県・市区町村からの直接指導（訪問、防犯講話、チラシの配布など）
- 39.3 千葉県警察・千葉県・市区町村などの広報誌
- 12.7 千葉県警察・千葉県・市区町村などのメール配信
- 4.6 電話d e詐欺・悪質商法被害抑止コールセンター（千葉県警察）からの電話
- 24.4 市区町村の防災無線
- 41.1 ポスターなどの掲示物
- 17.7 ホームページ（インターネット）
- 80.6 新聞、テレビ、ラジオ
- 28.7 金融機関・コンビニのATM画面
- 20.2 銀行、郵便局などの金融機関職員からの助言（声掛け）
- 8.5 コンビニ・スーパーなどの店員からの助言（声掛け）
- 6.6 金融機関職員、コンビニ・スーパーなどの店員以外の一般人からの助言（声掛け）
- 26.3 家族、知人からの助言（声掛け）
- 2.2 その他（具体的に
- 1.5 無回答



**（すべての方に）**

このほかに、「電話d e 詐欺に関する県民の意識について」やここまでの質問（問1～問3）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |

**【消費生活について】**

悪質事業者による押し売りや、化粧品による健康被害など消費者トラブルが後を絶たない中、県では相談窓口の整備や、消費者に商品事故に関する情報や契約トラブルへの対処法を伝える消費者教育の推進などに取り組んでいます。

今後の取組推進の参考とするため、県民の皆さまの意識をお聞きいたします。

問4 あなたは、消費者トラブルにあった時、市町村の窓口など「安心して相談できるところ」があると思いますか。 n=1,359（○は1つ）

|      |       |      |       |     |     |
|------|-------|------|-------|-----|-----|
| 56.8 | あると思う | 41.2 | ないと思う | 2.0 | 無回答 |
|------|-------|------|-------|-----|-----|

問5 あなたは、消費者トラブルにあった時に、地域や身近なところで、家族や知人など「いつでも相談できる人」がいると思いますか。 n=1,359（○は1つ）

|      |       |      |        |     |     |
|------|-------|------|--------|-----|-----|
| 76.7 | いると思う | 22.1 | いないと思う | 1.1 | 無回答 |
|------|-------|------|--------|-----|-----|

問6 あなたは、消費者トラブルなどの相談窓口であり、出前講座等も実施している県の消費者センターや市町村の消費生活センターを知っていますか。

n=1,359（○は1つ）

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 16.3 | 名前も業務内容も知っている            |
| 46.9 | 名前は聞いたことがあるが、業務内容までは知らない |
| 35.8 | 名前も業務内容も知らない             |
| 1.0  | 無回答                      |

問7 あなたは、点検商法や架空請求などの悪質商法が減ってきたと思いますか。

n=1,359（○は1つ）

|      |                  |
|------|------------------|
| 1.2  | 減ってきたと思う         |
| 6.6  | どちらかといえば減ってきたと思う |
| 34.8 | 変わらないと思う         |
| 19.3 | どちらかといえば増えてきたと思う |
| 16.3 | 増えてきたと思う         |
| 21.4 | わからない            |
| 0.4  | 無回答              |

問8 あなたは、学校や地域、職場などにおいて、消費者トラブルを回避したり、トラブル発生時に適切な判断や行動ができる能力を育む教育（消費者教育）の機会が提供されていると思いますか。 n=1,359（○は1つ）

- 3.0 提供されていると思う
- 12.7 どちらかといえば提供されていると思う
- 27.2 どちらともいえない
- 36.6 あまり提供されていないと思う
- 19.3 提供されていないと思う
- 1.3 無回答

問9 あなたは、普段の生活の中で、生活必需品（食品、トイレットペーパー等の生活雑貨・衣料品など）の安定的な供給体制（消費者がいつでも購入できること）や安全性に不安を感じることがありますか。 n=1,359（○は1つ）

- 3.9 不安を感じる
- 11.3 どちらかといえば不安を感じる
- 16.3 どちらともいえない
- 27.4 どちらかといえば不安を感じない
- 38.2 不安を感じない
- 2.2 わからない
- 0.7 無回答

問10 あなたは、消費生活全般（消費者トラブルの相談体制、消費者教育の機会、悪質商法への対策、生活必需品の安定供給など）について、どうお感じですか。 n=1,359（○は1つ）

- 1.0 大変満足している
- 21.3 まあ満足している
- 43.1 どちらともいえない
- 14.1 やや不満である
- 3.8 大変不満である
- 15.9 わからない
- 0.8 無回答

**（すべての方に）**

このほかに、「消費生活について」やここまでの質問（問4～問10）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |

## 【医療について】

県では、平成30年4月に策定した千葉県保健医療計画に基づき、県民の皆さま一人ひとりが地域で安心して生活することができる、総合的な保健医療供給体制の確立を推進しています。

今後の取組推進の参考とするため、県民の皆さまの意識をお聞きいたします。

問 11 あなたは千葉県内の医療についてどうお感じですか。 n=1,359（○は1つ）

|      |           |      |          |      |       |
|------|-----------|------|----------|------|-------|
| 2.3  | 非常に満足している | 29.5 | やや不満である  | 14.2 | わからない |
| 45.5 | まあ満足している  | 6.0  | 非常に不満である | 2.4  | 無回答   |

→(問11で「3」、「4」とお答えの方に)

問 11-1 あなたは、どのような点に不満を感じていますか。 n=483（○は3つまで）

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 15.3 | 自宅の近くに医療機関がない                      |
| 26.7 | 初診の際にどの医療機関（診療科）を受診したらいいのかわからない    |
| 71.8 | 診療までの待ち時間が長い                       |
| 22.8 | 症状や治療に関する医療機関からの説明が足りない            |
| 9.9  | 他の医療機関への紹介や転院、退院に関する医療機関からの説明が足りない |
| 7.2  | 診療所や病院から他の医療機関への紹介がスムーズに行われない      |
| 5.0  | 退院後の介護施設や在宅医療への移行がスムーズに行われない       |
| 35.0 | 夜間・休日の診療体制が十分ではない                  |
| 8.1  | 在宅医療（訪問診療や訪問看護など）の提供体制が十分ではない      |
| 14.9 | 長期療養のための入院施設等が足りない                 |
| 8.3  | その他（具体的に )                         |

問 12 あなたが今後、県に力を入れて欲しい医療について次の中から選んでください。

n=1,359（○は3つまで）

|      |                |      |                            |
|------|----------------|------|----------------------------|
| 32.9 | がん医療           | 34.1 | 在宅（訪問）医療                   |
| 18.9 | 循環器（心臓病・脳卒中）医療 | 24.3 | 地域単位の医療<br>（その地域で完結する医療全般） |
| 32.5 | 救急救命医療         | 6.8  | 特になし                       |
| 6.9  | 精神科（救急）医療      | 2.1  | その他<br>（具体的に )             |
| 19.0 | 小児科（救急）医療      | 2.7  | 無回答                        |
| 10.8 | 産科・周産期医療       |      |                            |
| 33.9 | 老年医療           |      |                            |

（すべての方に）

このほかに、「医療について」やここまでの質問（問11～問12）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |

## 【人生の最終段階における医療や療養への希望について】

県では、人生の最終段階（治る見込みがない病気にかかった場合など）における医療や療養について、患者の方々の意思を尊重した医療の推進や啓発を図るための施策を検討しており、今後の取組の参考とするため、県民の皆さまの意識をお聞きいたします。

問 13 あなたは、人生の最終段階において、適切な医療の継続にもかかわらず治る見込みがなく死期が迫っていると告げられた場合、治療によって生活の質が下がるとしても、とにかく延命を最優先することを目的とした治療（以下「延命治療」と言う。）を望みますか。このような場合を想定してお答えください。

n = 1,359（○は1つ）

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 1.8 延命治療を望む            | → 自由記述へ |
| 5.8 どちらかといえば延命治療を望む    |         |
| 37.8 どちらかといえば延命治療を望まない | → 自由記述へ |
| 43.8 延命治療を望まない         |         |
| 8.6 わからない              |         |
| 2.1 無回答                |         |

→（問 13 で「3」、「4」とお答えの方に）

問 13-1 延命治療を望まない場合、具体的にはどのような医療・ケア方法を望みますか。  
n = 1,109（○は1つ）

|                                     |
|-------------------------------------|
| 58.5 痛みをはじめとしたあらゆる苦痛を和らげることに重点を置く方法 |
| 26.0 延命治療を中止して、自然に死期を迎えさせるような方法     |
| 13.1 本人の意思に基づき医学的な方法で生命を短縮させるような方法  |
| 0.6 その他（具体的に )                      |
| 1.4 わからない                           |
| 0.4 無回答                             |

（すべての方に）

このほかに、「人生の最終段階における医療や療養への希望について」やここまでの質問（問 13）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |



## 【食品ロスについて】

まだ食べられるにも関わらず廃棄される「食品ロス」が、全国で年間 600 万トン以上発生しており、食品ロスを削減する取組を進めていくことが重要な課題となっています。

「食品ロス」削減に向けた今後の取組の参考とするため、県民の皆さまの意識をお聞きいたします。

問 14 あなたは、「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか。

n = 1,359 (○は1つ)

- 46.0 よく知っている
- 45.5 ある程度知っている
- 6.5 あまり知らない
- 1.3 全く知らない
- 0.7 無回答

問 15 あなたは、「食品ロス」の削減に取り組んでいますか。

n = 1,359 (○は1つ)

- 17.8 取り組んでいる
  - 64.1 どちらかといえば取り組んでいる
  - 11.7 どちらかといえば取り組んでいない
  - 5.1 取り組んでいない
  - 1.3 無回答
- 問 16 へ

(問 15 で「1」、「2」とお答えの方に)

問15-1 普段の生活の中で、どのような取組を行っていますか。n = 1,113 (○はいくつでも)

- 66.2 食べきれぬ量を購入・調理する
- 52.9 冷蔵庫等の食材の在庫をこまめに確認する
- 60.3 冷凍保存を活用する
- 57.1 残さず食べる
- 65.0 賞味期限切れでもすぐに捨てずに自分で判断する
- 2.0 その他(具体的に )
- 0.9 無回答

(問 15 で「1」、「2」とお答えの方に)

問15-2 外食や宴会で、食品ロスの削減に取り組んでいますか。n = 1,113 (○はいくつでも)

- 79.1 食べきれぬ量を注文している
- 37.6 苦手な料理や量が多いときは食べられる人に食べてもらっている
- 15.3 宴会終了直前・終了後に残った料理を食べきるようにしている
- 26.9 お店に了解を得て残った料理を持ち帰っている
- 2.3 その他(具体的に )
- 7.2 無回答

問 16 あなたは、千葉県が食べ残しの削減に向けて推進している「ちば食べきりエコスタイル」を知っていますか。

n = 1,359 (○は1つ)

- 4.5 知っている → 9 ページ問 16-1 へ
- 92.3 知らない → 9 ページ自由記述へ
- 3.2 無回答

（問16で「1」とお答えの方に）

問16-1 あなたは、どのような方法で「ちば食べきりエコスタイル」を知りましたか。  
n=61（〇はいくつでも）

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 70.5 | ちば県民だより               |
| 14.8 | 千葉県の配布するリーフレット・パンフレット |
| 44.3 | 市区町村の広報誌等             |
| 11.5 | 店のポスターやステッカーなどの掲示物    |
| 8.2  | ホームページ（インターネット）       |
| 4.9  | その他（具体的に              |
| 3.3  | 無回答                   |

（すべての方に）

このほかに、「食品ロスについて」やここまでの質問（問14～問16）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |

【食育について】

県では、心身の健康の増進と豊かな人間形成のため、県民一人ひとりが食に関する知識や食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができるよう、子どもから高齢者まで各世代に応じた施策や生産者との交流、食文化の伝承など食育の推進に取り組んでいます。

今後の食育推進の参考とするため、県民の皆さまの意識をお聞きいたします。

問17 あなたは、「食育」に関心がありますか。 n=1,359（〇は1つ）

|      |               |             |
|------|---------------|-------------|
| 25.2 | 関心がある         | → 10ページ問18へ |
| 42.9 | どちらかといえば関心がある |             |
| 16.3 | どちらかといえば関心がない |             |
| 4.3  | 関心がない         |             |
| 8.3  | わからない         |             |
| 2.9  | 無回答           |             |

（問17で「1」、「2」とお答えの方に）

問17-1 あなたが、「食育」に関心を持ったきっかけは何ですか。 n=926（〇はいくつでも）

|      |                      |      |               |
|------|----------------------|------|---------------|
| 43.6 | 家庭で日頃から親に教わっていたこと    | 6.7  | 農林漁業体験        |
| 14.8 | 学校で習ったこと             | 8.0  | 食に関するイベントへの参加 |
| 19.5 | 結婚したこと               | 5.8  | 講演会、セミナーへの参加  |
| 51.3 | 親になったこと              | 11.2 | その他           |
| 8.1  | 子どもが学校等で学習したことに影響されて |      | （具体的に         |
| 28.2 | 食に関する事件              | 1.2  | 無回答           |

問 18 あなたは、健康に悪影響を与えないようにするために、どのような食品を選択すると良いかや、どのような調理が必要かについて知識があると思いますか。

n = 1,359（〇は1つ）

|                |               |
|----------------|---------------|
| 8.0 十分あると思う    | 29.4 あまりないと思う |
| 56.5 ある程度あると思う | 4.1 全くないと思う   |
|                | 2.0 無回答       |

問 19 あなた又はあなたの家族の中で、農林漁業に関する体験（※）に参加したことのある方はいますか。

n = 1,359（〇は1つ）

|         |          |           |         |
|---------|----------|-----------|---------|
| 49.4 いる | 45.3 いない | 4.1 わからない | 1.3 無回答 |
|---------|----------|-----------|---------|

（※）農林漁業に関する体験例：いちご狩りなどの収穫体験、農作業体験、学童農園での栽培や調理実習、学校での体験活動、市民農園での栽培体験、道の駅や交流施設などの体験活動、農林漁村に宿泊し交流する教育旅行など

問 20 あなたは、地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理（郷土料理など）や作法（箸づかいなど）を知っていますか。

n = 1,359（〇は1つ）

|            |           |       |         |
|------------|-----------|-------|---------|
| 53.5 知っている | 44.4 知らない | 自由記述へ | 2.1 無回答 |
|------------|-----------|-------|---------|

→（問 20 で「1」とお答えの方に）

問 20-1 あなたは、地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理（郷土料理など）や作法（箸づかいなど）を地域や次世代（子どもやお孫さん含む）に対して伝えていきますか。

n = 727（〇は1つ）

|            |             |         |
|------------|-------------|---------|
| 65.9 伝えている | 33.6 伝えていない | 0.6 無回答 |
|------------|-------------|---------|

（すべての方に）

このほかに、「食育について」やここまでの質問（問 17～問 20）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |

### 【心肺蘇生法及びAED（自動体外式除細動器）について】

県では、誰もが自発的かつ積極的にAED（自動体外式徐細動器）（※）を用いた心肺蘇生法を実施できる環境づくりを基本理念とし、AED等の普及啓発に取り組んでいます。

今後の取組の参考とするため、県民の皆さまの意識をお聞きいたします。

（※）傷病者の胸に貼ったパッドから自動的に心臓の状態を判断し、心室細動等の不整脈があったと判断された場合は、電気ショックを心臓に与える機能を持っている。

問 21 あなたは、見知らぬ人が目の前で突然倒れ、その人の意識がなかった場合、その人に胸骨圧迫（心臓マッサージ）や人工呼吸を出来ると思いますか。n=1,359（○は1つ）

26.9 できる → 問 21-1 へ 71.2 できない → 問 21-2 へ 1.8 無回答

（※）一般的な心肺蘇生法では、倒れている人の意識や呼吸がない場合、胸骨圧迫（心臓マッサージ）や人工呼吸（人工呼吸はできる場合のみ）を実施することとなっています。

（問 21 で「1」とお答えの方に）

問 21-1 あなたは、異性に対して胸骨圧迫（心臓マッサージ）や人工呼吸をできると思いますか。n=366（○は1つ）

80.1 できる → 問 22 へ 19.9 できない → 問 21-3 へ

（問 21 で「2」とお答えの方に）

問 21-2 胸骨圧迫（心臓マッサージ）や人工呼吸ができないと思う理由は何ですか。n=968（○はいくつでも）

- 53.3 やり方がわからない（忘れた）から
- 39.4 やり方はわかるが、できる自信がないから
- 24.2 救急隊を待った方が良くと思うから
- 18.5 責任を問われたくないから
- 15.2 人工呼吸に抵抗があるから
- 10.7 体に触れることに抵抗があるから
- 6.7 周りの目が気になるから
- 2.9 その他（ )
- 3.4 無回答

（問 21-1 で「2」とお答えの方に）

問 21-3 異性に対して胸骨圧迫（心臓マッサージ）や人工呼吸ができないと思う理由は何ですか。n=73（○はいくつでも）

- 49.3 人工呼吸に抵抗があるから
- 41.1 異性の体に触れることに抵抗があるから
- 27.4 責任を問われたくないから
- 16.4 周りの目が気になるから
- 9.6 その他（ )
- 5.5 無回答

問 22 AED（自動体外式除細動器）という機器について見聞きしたり、使ったことがありますか。n=1,359（○は1つ）

- 49.2 見たり聞いたりしたことがある
- 40.3 使い方を学んだことがある
- 0.7 実際に倒れた人に使ったことがある
- 8.0 1～3のいずれもない
- 1.8 無回答

問 23 もし、見知らぬ人が目の前で突然倒れた場合、その場にAEDがあれば、あなたはその人にAEDを使用することができると思いますか。n=1,359（○は1つ）

37.7 できる → 12ページ問23-1へ 59.8 できない → 12ページ問23-2へ  
2.5 無回答

（問 23 で「1」とお答えの方に）

問 23-1 あなたは、異性に対してAEDを使用することができますと思いますか。

n=512（〇は1つ）

|          |       |          |         |         |
|----------|-------|----------|---------|---------|
| 89.1 できる | →問24へ | 9.4 できない | →問23-3へ | 1.6 無回答 |
|----------|-------|----------|---------|---------|

（問 23 で「2」とお答えの方に）

問 23-2 AEDを使用できないと思う理由は何ですか。 n=813（〇はいくつでも）

|                             |
|-----------------------------|
| 59.0 使用方法がわからない（忘れた）から      |
| 54.2 AEDを使用すべき状態かどうかわからないから |
| 25.2 救急隊を待った方が良く思うから        |
| 10.0 服を脱がすことに抵抗があるから        |
| 16.5 責任を問われたくないから           |
| 5.4 周りの目が気になるから             |
| 3.3 その他（ ）                  |
| 12.3 無回答                    |

（問 23-1 で「2」とお答えの方に）

問 23-3 異性に対してAEDを使用できないと思う理由は何ですか。

n=48（〇はいくつでも）

|                         |
|-------------------------|
| 81.3 異性の服を脱がすことに抵抗があるから |
| 31.3 責任を問われたくないから       |
| 22.9 周りの目が気になるから        |
| 2.1 その他（ ）              |
| 8.3 無回答                 |

問 24 応急手当の講習をどこで受講できると良いですか。n=1,359（〇はいくつでも）

|          |                     |              |
|----------|---------------------|--------------|
| 43.9 消防署 | 51.1 学校（授業の一環）      | 2.6 映画館      |
| 33.5 市役所 | 38.0 自身の職場          | 1.5 コンサートホール |
| 28.8 保健所 | 1.6 空港              | 7.1 その他（ ）   |
| 10.2 警察署 | 24.7 ショッピングセンター・モール | 4.1 無回答      |

（すべての方に）

このほかに、「心肺蘇生法及びAED（自動体外式除細動器）について」やここまでの質問（問 21～問 24）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |



## 【ICT利活用の推進について】

県では、人口減少や少子高齢化の進展が予想される中、ICT（情報通信技術）を効果的に活用し、持続的な経済と社会の発展を実現するため、今年9月に「県民の暮らしを豊かにする千葉県ICT利活用戦略」を策定しました。

本戦略は、「県民の暮らしを豊かにし、子どもからお年寄りまで一人ひとりが活躍できる社会」を目指し、「あらゆる人が暮らしやすい社会」「誰もがどこでも能力を発揮できる社会」「生産性の高い産業に支えられる社会」の3つの観点から、ICTの利活用を進めていくこととしており、今後の取組推進の参考とするため、県民の皆さまの意識をお聞きいたします。

問25 あなたは、「あらゆる人が暮らしやすい社会」の具体例として挙げた以下の項目のうち、特にどれが重要だと思いますか。 n=1,359 (○は2つまで)

- 45.5 行政手続のオンライン化等により、いつでもどこからでも行政サービスを利用できる
- 38.1 行政機関等が有するデータが利用しやすいかたちで提供されることで、誰もが必要な情報を容易に入手できる
- 12.8 ドローン等の活用により、道路や橋などのインフラが効率的に維持・管理できる
- 28.6 交通事故や犯罪に関するデータを地図上にマッピングすることで、誰もが迅速に危険を把握できる
- 18.8 災害情報や医療情報等が多言語で提供されている
- 22.5 子育てに役立つ情報がいつでも容易に入手でき、また、保育所の送迎等を助けあうコミュニティができることで、子育ての負担が軽減される
- 6.3 無回答

問26 あなたは、「誰もがどこでも能力を発揮できる社会」の具体例として挙げた以下の項目のうち、特にどれが重要だと思いますか。 n=1,359 (○は2つまで)

- 48.6 テレワーク等の普及により、誰もが介護や子育てと仕事を両立することができる
- 13.7 多言語翻訳アプリ等の普及により、言葉の壁に左右されずに働くことができる
- 28.6 障害に応じた移動支援や作業補助の提供等により、障害の有無に左右されず働くことができる
- 17.4 自宅のパソコンやタブレットにより、いつでも大学等の講義が視聴でき、また、学校のICT環境が整備され、多様な教育機会が提供されている
- 22.1 使われていない資産の有効活用がなされている（例、自動車や空きスペースのシェア等）
- 29.8 誰もが社会貢献に参画できる環境が整っている（例、ボランティアに関心ある県民と地域のニーズのマッチング等）
- 8.2 無回答



問 27 あなたは、「生産性の高い産業に支えられる社会」の具体例として挙げた以下の項目のうち、特にどれが重要だと思いますか。 n=1,359 (○は2つまで)

- |      |   |
|------|---|
| 16.3 | 中小企業において、I o TやA I等の導入により、製品・サービスの高付加価値化や生産性向上、後継者の確保等につながっている                      |
| 5.2  | コンビナート等においてI o Tを活用した運転管理・設備管理が進むことで、生産性向上が図られる                                     |
| 17.0 | ロボット技術を活用した物流システムが実現し、物流関係企業の立地が進むことで、空港や道路ネットワークなどの本県の強みが最大限活用されている                |
| 64.8 | 健康や医療、介護データの活用により、サービス提供の効率化が図られ、また、遠隔での健康管理・見守りが可能となることで、一人暮らしの高齢者や障害者などが安心して生活できる |
| 14.7 | A I、I o T等の導入により農林水産業の省力化や効率化が図られ、品質や生産性が向上する                                       |
| 4.3  | 多言語翻訳ツールや、キャッシュレス決済の普及により、外国人旅行者がストレス無く観光を楽しむことができる                                 |
| 37.8 | 再生可能エネルギーの利用やエネルギー消費を制御するシステムの導入等により、温室効果ガスの排出が抑制される                                |
| 8.1  | 無回答   |

(※) I o T:インターネット・オブ・シングス (Internet of Things) の略。

様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

(※) A I :人工知能 (Artificial Intelligence) の略。人間の知能をコンピューター上で人工的に構築し、これまで人間が脳内で行ってきた作業を再現する仕組み。

問 28 あなたは、「県民の暮らしを豊かにし、子どもからお年寄りまで一人ひとりが活躍できる社会」がどの程度、実現できていると思いますか。 n=1,359 (○は1つ)

- |      |             |
|------|-------------|
| 0.8  | 実現できている     |
| 10.9 | ある程度実現できている |
| 43.6 | どちらとも言えない   |
| 29.9 | あまり実現できていない |
| 10.7 | 実現できていない    |
| 4.2  | 無回答         |

(すべての方に)

このほかに、「ICT利活用の推進について」やここまでの質問（問 25～問 28）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |

以上で質問は終わりですが、調査結果を統計的に分析するために必要なことがらをお聞かせください。

F 1 あなたの性別は。 n = 1, 359 (○は1つ)

|      |    |      |    |     |     |     |     |
|------|----|------|----|-----|-----|-----|-----|
| 44.2 | 男性 | 54.0 | 女性 | 0.1 | その他 | 1.8 | 無回答 |
|------|----|------|----|-----|-----|-----|-----|

F 2 あなたは満何歳ですか。 n = 1, 359 (○は1つ)

|     |        |      |        |      |       |
|-----|--------|------|--------|------|-------|
| 0.7 | 18～19歳 | 18.1 | 40～49歳 | 37.1 | 65歳以上 |
| 6.0 | 20～29歳 | 17.3 | 50～59歳 | 1.8  | 無回答   |
| 9.7 | 30～39歳 | 9.3  | 60～64歳 |      |       |

F 3 あなたのご職業は何ですか。 n = 1, 359 (○は1つ)

|      |       |      |         |     |     |
|------|-------|------|---------|-----|-----|
| 8.1  | 自営業者  | 2.3  | 学生      | 1.9 | 無回答 |
| 41.7 | 勤め人   | 19.1 | 無職      |     |     |
| 22.7 | 主婦・主夫 | 4.1  | その他 ( ) |     |     |

F 4 あなたは、次のどの市町村にお住まいですか。 n = 1, 359 (○は1つ)

|      |      |     |         |     |          |     |         |
|------|------|-----|---------|-----|----------|-----|---------|
| 15.7 | 千葉市  | 3.5 | 佐倉市     | 0.7 | 匝瑳市      | 0.6 | 勝浦市     |
| 5.1  | 市原市  | 1.0 | 四街道市    | 0.7 | 東金市      | 0.4 | いすみ市    |
| 10.3 | 船橋市  | 1.3 | 八街市     | 1.0 | 山武市      | 0.6 | 夷隅郡大多喜町 |
| 7.1  | 市川市  | 1.2 | 印西市     | 0.4 | 大網白里市    | 0.0 | 夷隅郡御宿町  |
| 2.0  | 習志野市 | 1.0 | 白井市     | 0.6 | 山武郡九十九里町 | 0.4 | 館山市     |
| 2.2  | 八千代市 | 1.5 | 富里市     | 0.0 | 山武郡芝山町   | 0.5 | 鴨川市     |
| 2.9  | 浦安市  | 0.3 | 印旛郡酒々井町 | 0.4 | 山武郡横芝光町  | 0.7 | 南房総市    |
| 6.8  | 松戸市  | 0.0 | 印旛郡栄町   | 2.1 | 茂原市      | 0.0 | 安房郡鋸南町  |
| 2.7  | 野田市  | 1.0 | 香取市     | 0.0 | 長生郡一宮町   | 2.2 | 木更津市    |
| 6.3  | 柏市   | 0.4 | 香取郡神崎町  | 0.0 | 長生郡睦沢町   | 1.4 | 君津市     |
| 2.6  | 流山市  | 0.0 | 香取郡多古町  | 0.4 | 長生郡長生村   | 0.6 | 富津市     |
| 2.4  | 我孫子市 | 0.0 | 香取郡東庄町  | 0.0 | 長生郡白子町   | 1.2 | 袖ヶ浦市    |
| 1.8  | 鎌ヶ谷市 | 1.1 | 銚子市     | 0.0 | 長生郡長柄町   | 1.8 | 無回答     |
| 1.5  | 成田市  | 1.0 | 旭市      | 0.4 | 長生郡長南町   |     |         |

以上で質問はすべて終わりです。

このほかにも、県へのご意見があればご自由にお書きください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

また、この「世論調査」について、ご意見やご提案があればお書きください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

お忙しいところご協力いただき、ありがとうございました。  
ご記入いただいた調査用紙は、同封の返信用封筒に入れて、12月5日（木）  
までに、ポストにご投函ください。  
なお、返信用封筒への名前や住所の記入、切手は不要です。



チーバくん